

重点届出区域における一時広告物の基準見直し（概要）

改正の概要

イベント開催による集客力強化の機運の高まりや、にぎわい形成に資する広告物掲出にかかる需要の増加などに対応するため、一時広告物（暫定利用やイベント対応時における広告・サイン）についての広告物の取扱いを定める要綱の改正を行うものです。

広告物基準（重点届出区域）について

大阪市では、『**大阪市景観計画**』を定め「**重点届出区域**」において、広告物の意匠・大きさ等に関する広告物基準を規定し、良好な景観形成に向けた景観誘導を推進しています。

重点届出区域の広告物基準は、「暫定利用、イベント対応等について別に定めがある場合はこれによるものとする」としており、別途『**重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱**』を定め、その中で「一時広告物」について取扱いを定めています。



景観計画区域図（重点届出区域）

一時広告物の取扱い（重点届出区域）

- 原則1カ月以内のイベント等のための広告物（一時広告物）について、景観計画に定める広告物基準（意匠、大きさ等）を適用除外とする。
- 合わせて、一時広告物の定義の明確化、表示の期間や場所等の基準の追記を行う。

	現行	要綱改正のポイント
意匠等	(景観計画の広告物基準に適合) ・人物キャラクターの意匠は使用しない ・高彩度の利用を抑える 等 ※広告物基準の表示面積を超える広告物について基準の適用除外	・イベント等のための広告物(一時広告物)全てについて、適用除外
定義	・イベント等の実施期間において、一時的又は暫定的に表示される屋外広告物	(一時広告物の定義を明確化) ・イベント対応：講演会、展覧会、スポーツ大会、音楽会、地域イベントその他これらに類するイベントのために一時的に表示される屋外広告物 ・暫定利用：工事中の建築物等の周知等のために、当該工事現場の仮囲い等に暫定的に表示される屋外広告物
表示の期間	・原則1カ月以内 ・表示期間の5倍以上をあける	(追記) ・原則1カ月以内、表示期間の5倍以上をあける（公益目的の場合は、期間の基準を超えるものも可） ・ <u>工事の仮囲い等に表示等するものは、工事期間中の必要な期間</u>
所表示の場	—	(追記) ・イベント等や工事を実施する敷地内（公益目的の場合は、敷地外の表示について可） ・ <u>イベント等の実施のために必要な事項、工事中の建築物等の周知のために必要な事項</u>

一時広告物活用のイメージ

イベント対応

講演会、展覧会、スポーツ大会、音楽会、地域イベント等のため、一時的に表示または掲出されるもの



暫定利用

建築物等工事の仮囲いに表示されるもの（建築物・入居テナントの名称やコーポレートロゴ等）

